

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月 3 日
【会社名】	株式会社サンエー化研
【英訳名】	Sun A.Kaken Company,Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 櫻田 武志
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目 7 番 4 号
【電話番号】	0 3 (3 2 4 1) 5 7 0 1
【事務連絡者氏名】	経理部長 高部 丈昌
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町一丁目 7 番 4 号
【電話番号】	0 3 (3 2 4 1) 5 7 0 1
【事務連絡者氏名】	経理部長 高部 丈昌
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当社第116期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金9円

第2号議案 取締役6名選任の件

山本明広氏、櫻田武志氏、山本元氏、有馬啓介氏、野口隆一氏、宮本貞彦氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

永井勉氏、清水貴雄氏を補欠監査役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対し、退職慰労金贈呈の件

退任取締役芝彦尚氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の金銭報酬限度額を年額170百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし使用人分給与は含まない。）とするものであります。

第6号議案 当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を含む。）に対して、譲渡制限付株式を付与する報酬制度を導入するものであります。なお、付与するために支給する金銭報酬限度額は対象取締役については年額30百万円以内、対象監査役については年額10百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役については年5万株以内、対象監査役については年1万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

第7号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

第2号議案で再任された取締役山本明広氏、櫻田武志氏、山本元氏及び在任中の監査役佐藤誠一氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をするものであります。なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任いたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	70,368	298	-	（注）1	可決 97.08
第2号議案					
山本 明広	70,047	619	-	（注）2	可決 96.64
櫻田 武志	70,058	608	-	（注）2	可決 96.65
山本 元	69,332	1,334	-	（注）2	可決 95.65
有馬 啓介	70,119	547	-	（注）2	可決 96.74
野口 隆一	70,168	498	-	（注）2	可決 96.81
宮本 貞彦	70,044	622	-	（注）2	可決 96.63
第3号議案					
永井 勉	69,642	1,024	-	（注）2	可決 96.08
清水 貴雄	70,146	520	-	（注）2	可決 96.77
第4号議案	70,044	622	-	（注）1	可決 96.63
第5号議案	69,365	1,301	-	（注）1	可決 95.70
第6号議案	68,390	2,276	-	（注）1	可決 94.35
第7号議案	69,517	1,149	-	（注）1	可決 95.91

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上